

八街市交通安全計画の概要

計画の性格等

- ・根拠：交通安全対策基本法第26条第1項
- ・作成主体：八街市交通安全対策会議
- ・計画期間：令和8年度～令和12年度（5年間）
国が策定する第12次交通安全基本計画及び第12次千葉県交通安全計画に基づいて策定する法定計画です。

基本理念

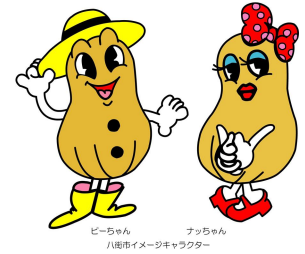
人命尊重の理念のもとに、総合的かつ長期的な交通安全施策を実施し、交通事故のない、安全で安心して、いきいきと暮らせる「交通安全都市」の実現を目指します。

道路交通の目標（令和12年）

発生件数（年間） 150件以下
死亡者数（年間） 0人
重傷者数（年間） 15人以下
（参考：令和7年）
発生件数（年間） 170件
死亡者数（年間） 2人
重傷者数（年間） 27人

計画の推進体制

交通安全施策にかかる関係行政機関（県庁・警察署・消防署）や民間団体（安全協会・安全運転管理者協議会・公共交通機関）等と連携し、交通安全対策を推進する。



道路交通における現状

交通事故死者数・重傷者数の推移について 令和元年～令和7年までの最大値

	市内事故件数	死者数	負傷者数	うち重傷者数
令和元年	221件	5人	284人	—
令和2年	158件	5人	176人	—
令和3年	187件	4人	217人	28人
令和4年	193件	3人	230人	17人
令和5年	211件	3人	246人	22人
令和6年	170件	2人	198人	19人
令和7年	170件	2人	225人	27人

	飲酒運転事故件数	高齢者が関係する事故	こどもが関係する事故
令和元年	0件	85件（38.5%）	8件（3.6%）
令和2年	5件	71件（44.9%）	5件（3.2%）
令和3年	1件	73件（39.0%）	8件（4.3%）
令和4年	1件	84件（43.5%）	4件（2.1%）
令和5年	5件	67件（31.8%）	16件（7.6%）
令和6年	2件	74件（43.5%）	7件（4.1%）
令和7年	1件	69件（40.6%）	4件（2.4%）

本市の道路交通における重点事項

- 重点項目1：「こどもの交通安全対策の強化」
重点項目2：「飲酒運転対策の強化」
重点項目3：「高齢者の交通安全対策の強化」

今後の道路交通安全対策の方向

- 【第1の視点】高齢者を交通事故から守るとともに交通事故を起こさないための総合的な対策
【第2の視点】こどもの安全確保のための環境整備
【第3の視点】歩行者の安全確保のための意識変容
【第4の視点】自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備
【第5の視点】外国人の交通安全対策の推進
【第6の視点】特定小型原動機付自転車を始めとする小型モビリティの法令遵守の徹底と安全対策の推進
【第7の視点】生活道路・幹線道路における歩行者等の安全確保
【第8の視点】地域が一体となった交通安全対策の推進
【第9の視点】交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進

道路交通安全の施策（8つの柱）

交通安全を推進する関係機関や関係団体及び市民が一体となって目標達成に向けて取り組みます。

①市民一人一人の交通安全意識の高揚	<u>地域で作る交通安全教育・交通安全の普及啓発活動</u> （1）市民総参加でつくる交通安全の推進 （2）交通安全に関する普及啓発活動の推進 （3）地域でつくる高齢者交通安全対策の推進 （4）自転車の安全利用の推進 （5）段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
②飲酒運転の根絶	<u>飲酒運転根絶宣言（令和3年9月）に基づく各種取組</u> （1）教育・知識の普及、啓発・意識の高揚 （2）運転者に対する取締り・指導等の実施 （3）市民に対する支援 （4）事業者・市民による取組 （5）公職にある者の飲酒運転の根絶
③安全運転の確保	<u>高齢者や外国人も含む運転教育の取組</u> （1）運転者教育等の充実 （2）安全運転管理の推進 （3）事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進
④道路交通環境の整備	<u>通学路交通安全プログラムや合同点検などの実施</u> （1）生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備、 （2）幹線道路における交通安全対策の推進、（3）交通安全施設等の整備事業の推進、 （4）地域住民の移動手段の確保・充実、（5）効果的な交通規制の推進、 （6）自転車利用環境の総合的整備、（7）高度道路交通システム（ITS）の活用、 （8）災害に備えた道路交通環境の整備、（9）総合的な駐車対策の推進、 （10）交通安全に寄与する道路交通環境の整備
⑤道路交通秩序の維持	<u>悪質な違反や迷惑な運転に重点をおいた交通取締りの強化</u> （1）交通指導取締りの強化等 （2）暴走族等対策の推進
⑥救助・救急活動の充実	<u>交通事故負傷者の救命・救助の充実</u> （1）救助・救急体制の整備 （2）救急医療体制の整備
⑦被害者等支援の充実と推進	<u>交通事故被害者の相談体制</u> （1）交通事故被害者支援の充実強化
⑧交通事故調査・分析の充実	<u>交通死亡事故発生時に発生原因についての調査と対策</u> （1）交通事故多発箇所の共同現地診断 （2）交通死亡事故等重大事故発生に伴う緊急現地診断